第134期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

当行の新株予約権		1	
業務の適正を確保		2	
(連結計算書類)			
連結株主資本等変	動計算書		5
連結注記表			6
(計算書類)			
株主資本等変動計	-算書		19
個別注記表			20
	2021年4月	1日から	,
	2022年3月3	31日まて	<u> </u>

株式会社南都銀行

当行の新株予約権等に関する事項 該当ありません。

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保する体制

当行は、当行グループ(当行及び連結される子会社)における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議しています。

本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、当事業年度末現在の決議内容は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・金融機関として信用を維持し、金融の円滑化等の公共的使命と社会的責任を認識し、地域・お客さま、株主などのステークホルダーの信頼を得るため、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け全役職員が遵守すべき「基本的指針」及び「行動規範」を「行動憲章」として定める。
 - ・コンプライアンス体制の基本的な枠組みを規定するため、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスの徹底を図る。
 - ・「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護等管理に関する諸規程を制定し顧客の保護及び利便性 の向上を図るほか、「金融円滑化基本方針」を定め、規程を制定し金融仲介機能を積極的に発揮 するための適切な管理態勢を整備・確立する。
 - ・コンプライアンスや顧客保護等管理に関する重要事項を協議決定するため、行内の横断的な組織として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
 - ・年度毎にコンプライアンス等の実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、 その実施状況を確認し適宜見直しを行う。
 - ・各部署におけるコンプライアンスを徹底するため、担当者としてコンプライアンス・オフィサーを配置する。
 - ・法令等違反行為の未然防止や早期発見と早期是正を図ることを目的とし、コンプライアンス統括部署や人事企画主管部署のほか監査役、外部弁護士を通報窓口とする内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
 - ・コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」 を制定し全役職員に周知のうえ、集合研修・職場単位での勉強会を定期的に実施し、コンプラ イアンス意識の高揚を図る。
 - ・懲戒規程を制定し、懲戒処分における公平性・透明性を示すことにより法令等を遵守する姿勢を明確にする。
 - ・また、「反社会的勢力等対応規程」・「マネー・ローンダリング防止規程」を制定し、反社会的勢力等に対しては組織として毅然とした態度で対応し関係を遮断・排除するとともに、金融機関の業務を通じマネー・ローンダリングやテロ資金供与、預金口座の不正利用などの組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書規程」等諸規程に基づき、各種会議等の議事録や稟議書等重要な職務の執行にかかる情報 について記録し、適切に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「統合的リスク管理規程」及びリスク毎の管理規程において管理体制、管理方法等のリスク管理 方針を定め、各種委員会や会議においてリスクの特定・評価・モニタリングを行い適切にリス クのコントロール及び削減を行う。
 - ・各リスクは各々の主管部署で管理するほか、リスク管理全体を組織横断的に統括する部署でリスク管理の徹底を図る。
 - ・また、自然災害、システム障害など業務継続に重要な影響を及ぼす不測の事態に適切に対処するため、「危機管理計画書」及び各種対応マニュアルを制定したうえ定期的に訓練を実施し危機 管理態勢を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会においては、取締役会の役割、責任と義務を定めた「取締役会規程」に基づき、経営 の基本方針等業務の執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - ・取締役会で決定した基本方針に基づき、日常の経営に関する重要な事項及び取締役会より委任 された事項を協議決定するため、主要な役員で組織される経営会議を適宜開催して速やかな検 討を行うなど、効率的な運営を図る。
 - ・あわせて、役職者の職務権限を明確に定めることにより、業務の組織的かつ効率的な運営を行う。

- ⑤ 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当行及び子会社の連携強化と総合金融サービスの強化を図るため、子会社の経営管理態勢、リスク管理態勢、法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢の基本的事項をグループ会社運営規程に定め、子会社の業況概要その他の重要な情報は、中間持株会社傘下の子会社については中間持株会社を通じて、その他の子会社については直接、それぞれ当行への報告を義務付けるほか、子会社のリスク管理については各リスクの主管部署を定め適切に指導を行う。
 - ・当行の取締役及び業務関連部署長等が子会社の非常勤取締役となり、子会社の取締役等の職務 執行を支援する。また子会社の経営管理を担う中間持株会社は、傘下の子会社の予算・業務計 画の策定から進捗管理に至る日常的な経営指導を行う。
 - ・あわせて、中間持株会社に対しては、当行との定例会議を開催し各子会社の業務執行状況及び 対応課題等について報告・協議を義務付けることで、その取締役等の職務執行を監督する。
 - ・子会社の役職員が遵守すべき「行動憲章」及びコンプライアンスに関する諸規程を制定するほか、子会社にコンプライアンス・オフィサーを配置しコンプライアンスの徹底を図る。
 - ・南都銀行グループは、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
 - ・南都銀行グループの財務報告の信頼性を確保するため財務報告にかかる諸規程を定め、財務報告にかかる内部統制を整備し運用する。
 - ・内部監査部門は、南都銀行グループにおける業務の健全性・適切性を確保することを目的に内 部監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し評価する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役の監査の実効性確保の観点から、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置して使用人を配置し、当該使用人に監査役の業務を補助させる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の 確保に関する事項
 - ・取締役からの独立性を確保するため、監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。
 - ・また、当該使用人は他部署の業務を兼務せず、監査役の指示に従いその命に服する。
- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・行内及び子会社に関する稟議書や議事録等、重要な文書については監査役へ適切に回付される 体制を確保する。
 - ・監査役が、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して当行及び子会社の内部監査結果、コンプライアンス等に関する報告を求めることや代表取締役との定期的な会合を持つことなどにより、情報収集ができる体制を確保する。
 - ・南都銀行グループの役職員からの内部通報の状況については、監査役に報告する。
- ⑨ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・内部通報に関する規程を定め、南都銀行グループの役職員は監査役へ内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について 生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について、当行に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- Ⅲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役が、各種の重要会議に出席し必要があるときは意見を述べる機会を確保するほか、「監査役会規程」・「監査役監査基準」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づき、有効かつ機能的な監査を実施できる体制を確立する。
 - ・監査役が、内部監査部門等との連携を十分に行うことができる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① コンプライアンス体制について
 - ・コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスを定着させるための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の実施状況の検証等を行っています。また、具体的な手引書として制定した「コンプライアンス・ハンドブック」を全役職員に周知し、各種研修や毎月開催するコンプライアンス勉強会を通して、全役職員のコンプライアンスマインドの醸成に努めています。さらに、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」について、研修等を通じて利用方法を周知し、法令等違反行為の未然防止や早期是正の強化に努めています。
- ② リスク管理体制について
 - ・資産負債総合管理及びリスク管理に関する重要事項を協議するALM委員会を12回、オペレーショナル・リスク管理委員会を2回開催し、リスクの特定・評価・モニタリングを行い、適切なリスクのコントロールに努めています。

また、「危機管理計画書」に基づき、危機事象発生を想定した訓練を実施し、危機管理体制の実効性の確保と継続的な改善に努めています。

- ③ 取締役の職務執行について
 - ・取締役会を12回開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役の職務執 行の監督を行っています。また主要な役員で組織する経営会議を39回開催し、日常の経営に関 する重要事項及び取締役会より委任された事項を協議決定しています。
- ④ 当行グループの管理体制について
 - ・当行の各子会社が開催した計71回の取締役会に当行の取締役および業務関連部署長等がのべ258名参加し、各社の取締役の業務執行を監督・指導しています。 中間特殊会社は管理下の子会社の代表者会を光期毎に計2回関係し、当行のグループ経営方針

中間持株会社は管理下の子会社の代表者会を半期毎に計2回開催し、当行のグループ経営方針を周知するとともに、業況概要その他の重要な報告を受けています。また、中間持株会社の担当者は管理下の子会社の重要会議に計77回出席し、各社の予算・業務計画の策定から進捗管理、実態把握に至る日常的な経営指導を行いつつ、各社の代表者とのテーマ別個別面談や個別の案件協議等を適宜実施して各社の経営課題について協議しています。

なお、中間持株会社に対しては、当行との定例会議を計12回実施し、中間持株会社の取締役の 職務執行状況を把握したうえで、中間持株会社が管理する子会社における問題点・対応課題の 解決に向けた機動的な協議を随時行っています。

- ⑤ 監査役の職務執行について
 - ・監査役会を12回開催し、常勤監査役からの当行の状況に関する報告及び監査役相互による意見 交換等を行っています。常勤監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に則り、取締 役会、経営会議等の重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧など、業務及び財産の調査 を通して取締役の職務の執行を監査しています。また、代表取締役との定期的な意見交換会、 会計監査人や内部監査部門との定例報告会等での意見交換、情報の聴取により、緊密な連携を とりながら実効性のある監査を実施しています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37, 924	34, 749	189, 861	△1,693	260, 842
会計方針の変更による 累積的影響額			111		111
会計方針の変更を反映した 当期首残高	37, 924	34, 749	189, 973	△1,693	260, 953
当期変動額					
剰余金の配当			△2, 609		△2, 609
親会社株主に帰属する 当期純利益			11, 867		11, 867
自己株式の取得				△147	△147
自己株式の処分		△22		41	18
利益剰余金から 資本剰余金への振替		22	△22		_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	9, 235	△105	9, 129
当期末残高	37, 924	34, 749	199, 208	△1, 799	270, 083

		その他の包括				
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	31, 221	2,008	△688	32, 542	63	293, 447
会計方針の変更による 累積的影響額						111
会計方針の変更を反映した 当期首残高	31, 221	2, 008	△688	32, 542	63	293, 559
当期変動額						
剰余金の配当						△2, 609
親会社株主に帰属する 当期純利益						11, 867
自己株式の取得						△147
自己株式の処分						18
利益剰余金から 資本剰余金への振替						_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△16, 099	△193	142	△16, 151	△63	△16, 214
当期変動額合計	△16, 099	△193	142	△16, 151	△63	△7, 085
当期末残高	15, 121	1, 814	△546	16, 390	_	286, 473

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 11社

会社名

南都マネジメントサービス株式会社

南都ビジネスサービス株式会社

南都信用保証株式会社

南都リース株式会社

南都コンピュータサービス株式会社

南都ディーシーカード株式会社

南都カードサービス株式会社

南都コンサルティング株式会社

なんとチャレンジド株式会社

南都まほろば証券株式会社

南都キャピタルパートナーズ株式会社

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。(以下の各項目においても同様であります。)

(連結の範囲の変更)

南都投資顧問株式会社は、2021年6月30日開催の定時株主総会において解散を決議し、2021年12月9日清算結了したことにより連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

ナント6次産業化サポート投資事業有限責任組合

ナント地域活力創造サポート投資事業有限責任組合

ナントCVC3号あけぼの投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(非連結の子会社及び子法人等の設立)

ナントCVC3号あけぼの投資事業有限責任組合は、2022年2月1日新規設立により当連結会計年度から非連結の子会社及び子法人等としております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

2社

会社名

奈良みらいデザイン株式会社

奈良古民家まちづくりパートナーズ株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

奈良みらいデザイン株式会社は、2021年4月1日新規設立により当連結会計年度から持分法適用の関連法人 等としております。

奈良古民家まちづくりパートナーズ株式会社は、2022年1月20日付で株式取得を行ったことにより当連結会計年度から持分法適用の関連法人等としております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

3 社

会社名

ナント6次産業化サポート投資事業有限責任組合

ナント地域活力創造サポート投資事業有限責任組合

ナントCVC3号あけぼの投資事業有限責任組合

(持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等の設立)

ナントCVC3号あけぼの投資事業有限責任組合は、2022年2月1日新規設立により当連結会計年度から持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等としております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

3 社

会社名

ナントCVC投資事業有限責任組合

ナントCVC2号投資事業有限責任組合

奈良古民家まちづくりファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(持分法非適用の非連結の関連法人等の追加)

奈良古民家まちづくりファンド投資事業有限責任組合は、持分法適用の関連法人等である奈良古民家まちづくりパートナーズが無限責任組合員であることから、当連結会計年度より持分法非適用の関連法人等としております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連 法人等としなかった当該他の会社等の名称

会社名

株式会社ポタジエ

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法適用の関連法人等株式及び持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式並びに持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、建物については定額法(ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物については定率法)、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物6年~50年その他3年~20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、 リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残 価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から将来キャッシュ・フロー見積額又は担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債務者に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、地域別に算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を原則、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,233百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の支払請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案 して必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する 予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生年度に全額を一時費用処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)

による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要 支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

貸手側において、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同年3月31日現在における有形固定資産及び無形固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース債権及びリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース債権及びリース投資資産に関して、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)適用後の残存期間における利息相当額の各連結会計年度への配分方法については、定額法によっております。なお、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益と、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によった場合の税金等調整前当期純利益との差額は軽微であります。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる 外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債 が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

- (14) 収益及び費用の計上基準
 - ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との契約から生じる収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識することとしております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当連結会計年度の期首残高へ与える影響はありません。

また、連結計算書類に与える影響は、軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、連結計算書類に与える影響は、軽微であります。

(割賦販売取引の売上高の計上基準の変更)

当行の連結子会社である南都リース株式会社は、割賦販売取引の売上高の計上基準について、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成23年3月25日)に基づき利息相当額を売上高に計上する方法を採用しております。

利息相当額の計上方法については、従来、定額法を採用しておりましたが、当連結会計年度より利息法に変更しております。この変更は、割賦販売取引が増加傾向にあることを背景に、原則的な方法である利息法を採用することがより適切に損益の状況を反映することになると判断したことによるものであります。

なお、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、当連結会計年度の利益剰余金の期 首残高は111百万円増加しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の計上

与信業務は当行グループにおける主要業務の一つであり、連結貸借対照表上、貸出金等の信用リスク資産が連結 純資産に占める重要性は高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の 見積りにおいて重要なものと判断しています。

2. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度に係る連結貸借対照表に計上した貸倒引当金は22,485百万円であり、算出にあたり採用した会計上の見積りに関する主な内容は次のとおりです。

3. 会計上の見積り

(1)金額の算出方法

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「4. 会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

「貸倒引当金の計上基準」に記載している資産査定とは、保有する資産を個別に分析・検討し、回収の危険性 又は価値の毀損の危険性の度合に応じて分類区分することをいい、債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念 先、実質破綻先及び破綻先)に応じて、適正な償却・引当を実施しています。

(2)金額の算出に用いた主要な仮定

当行では、過去の債務者区分ごとの貸倒損失と同程度の損失が発生するとの前提の下、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間の貸倒実績率の平均値に必要な修正を考慮した予想損失率により地域別に要引当額を算出しています。

債務者区分の判定については、格付モデルなどによる信用格付をもとに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性等を勘案したうえで判定しています。

また、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画及び合理的で実現可能性の高い経営改善計画に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先債権には該当しないものとしています。

なお、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は引き続き一定期間継続するものと想定し、業種特性、足元業績からの回復可能性及び資金繰りの状況等を勘案のうえ入手可能な情報に基づき、個々の債務者区分の判定を実施しているため、追加的な引当は行っていません。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

地域毎、債務者区分毎の予想損失率、当連結会計年度末時点の債務者区分、担保や保証による回収見込額及び新型コロナウイルス感染症の影響等、貸倒引当金の金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

「負別当金の見積りに関する主要な仮定については、入手可能な情報に基づいて判断していますが、大口取引 先の業況悪化や、新型コロナウイルス感染症が深刻化、長期化するような場合には、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、翌連結会計年度の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託)

当行は、当連結会計年度より当行の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「当行取締役」という。)を対象とした役員報酬BIP信託を導入しております。

1 取引の概要

役員報酬BIP信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が当行取締役の退任時に交付又は給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の 取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日) に準じております。

- 3 信託が保有する自社の株式に関する事項
- (1) 信託における帳簿価額は、当連結会計年度末143百万円であります。
- (2) 信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 当連結会計年度末の期末株式数は73千株、期中平均株式数は47千株であります。
- (4) 上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く) 2,979百万円
- 2. 銀行法及び金融機能再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3,592百万円 危険債権額 42,510百万円 三月以上延滞債権額 161百万円 貸出条件緩和債権額 7,226百万円 合計額 53,491百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和 2 年 1 月 2 4日 内閣府令第 3 号)が令和 4 年 3 月 3 1日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀 行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる 権利を有しておりますが、その額面金額は14.169百万円であります。
- 権利を有しておりますが、その額面金額は14,169百万円であります。
 4. ローン・パーティシペーションで、「ローンパーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は3,602百万円であります。
- 5. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 555, 826百万円 貸出金 387, 045百万円 その他資産 178百万円

担保資産に対応する債務

預金 107,874百万円 売現先勘定 12,742百万円 債券貸借取引受入担保金 102,432百万円 借用金 700,899百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他資産21,514百万円を差し入れております。

また、借用金2,173百万円の担保として未経過リース料契約債権3,085百万円を差し入れております。

なお、その他資産には先物取引差入証拠金762百万円及び保証金977百万円が、その他の無形固定資産には権利金447百万円がそれぞれ含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,027,166百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが951,310百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多く には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込 みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に 基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

44,248百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額

806百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は43,674百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 「その他業務収益」には、国債等債券売却益1,928百万円を含んでおります。
- 「その他の経常収益」には、株式等売却益2,578百万円を含んでおります。
- 「その他業務費用」には、国債等債券売却損2,415百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,194百万円を含んでおります。 当行グループは次の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
奈良県内	営業店舗等 3ヵ所	建物等	34
奈良県内	遊休資産 1ヵ所	土地	11
奈良県外	営業店舗等 1ヵ所	建物等	16
	62		

上記固定資産につきましては、営業キャッシュ・フローの低下及び店舗ネットワーク再編により、帳簿価額を 回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(62百万円)として「特別損失」に計上しております。 グルーピングの方法につきましては、エリア毎又は営業店舗毎に継続的な収支の把握を行っていることから、

エリア又は営業店単位で行い、遊休資産は各資産単位で行っております。また、本部、事務センター、研修所等 は複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産として おります。各子会社は、それぞれの会社単位でグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方によっております。正味売却価額は不動産 鑑定評価基準等に基づき評価した金額より処分費用見込額を控除して算定しており、使用価値は将来キャッシ ュ・フローを1.0%~1.1%で割り引いて算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					(- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	33, 025	_	_	33, 025	
合 計	33, 025		_	33, 025	
自己株式					
普通株式	407	74	9	472	(注) 1, 2, 3
合 計	407	74	9	472	

- 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式が73千株含まれております。 (注) 1
 - 普通株式の自己株式の株式数の増加74千株は、役員報酬BIP信託の取得による増加73千株及び単元未満株 式の買取りによる増加1千株であります。
 - 3 普通株式の自己株式の株式数の減少9千株は、ストック・オプションの権利行使による減少9千株及び単元 未満株式の売渡しによる減少0千株であります。
- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません
- 3. 配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

	_				
(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,304百万円	40.00円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	1,305百万円	40.00円	2021年9月30日	2021年12月6日
合 計		2,609百万円			

- (注) 2021年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金2百万 円が含まれております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しておりま す

① 配当金の総額 2,283百万円 ② 1株当たり配当額 70 00円 ③ 基準日 2022年3月31日

④ 効力発生日 2022年6月30日

- (注) 1. 配当原資は、利益剰余金とする予定としております。
 - 2. 配当金の総額には、役員報酬 B I P信託が保有する当行株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行及び子会社11社並びに持分法適用の関連会社2社で構成され、銀行業務を中心に証券業務、リース業務及び信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。銀行業務においては、①預金等の受け入れ、資金の貸し付け又は手形の割引並びに為替取引、②債務の保証又は手形の引受けその他の銀行業に付随する業務を行っております。また、証券業務においては、有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引その他の金融商品取引法上銀行が営むことができる業務を行っております。

当行では、これらの業務を行うなかで短期間の資金過不足を調整するためコール市場で資金の出し手や取り手となるほか、金融市場の状況や長短のバランスを考慮して、借入れや社債の発行等による資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように当行では資産・負債の総合管理(以下「ALM」という。)を行っております。また、その一環として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しているほか、トレーディング目的として一定の限度額を設けてデリバティブ取引に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産については、銀行業務においては主として国内の法人及び個人に対する貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当行は、奈良県を中心としてその隣接府県及び東京都に営業拠点を展開しておりますが、マクロ経済の影響はもとより地域を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

証券業務においては、国債・地方債を中心とした内国債券、株式、外国証券及び投資信託等をその他有価証券として、また、自行保証付私募債等を満期保有目的の債券としてそれぞれ保有しているほか、国債等を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。また、外貨建金融資産は為替の変動リスクに晒されており、通貨関連のデリバティブ取引等を利用し通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより、当該リスクの低減を図っております。

一方、金融負債については、銀行業務においては主として国内の個人等からの安定的な預金等であり、これらは、金利の変動リスクに晒されております。また、外貨預金等は為替の変動リスクに晒されております。借入金については、当行グループの格付が低下する等、一定の環境のもとで当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。さらに、変動金利の借入れについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、金利関連では金利スワップ取引等、通貨関連では通貨スワップ取引及び為替予約取引等、債券関連では債券先物取引及び債券オプション取引等があります。当行では、顧客のリスクヘッジニーズにお応えするとともに対顧客取引等から生じるさまざまなリスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を利用しているほか、トレーディング目的として一定の限度額を設けて取り組んでおります。当行では、金利変動リスクを回避するためのヘッジ取引は、固定金利貸出金及び固定金利預金等をヘッジ対象とし、金利スワップ等をヘッジ手段としております。ヘッジ手段として利用しているデリバティブ取引については、繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法は、相場変動を相殺するヘッジでは、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の(残存)期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジでは、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証などにより有効性の評価を行っております。なお、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引及びトレーディング目的として利用しているデリバティブ取引については、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「信用リスク管理規程」「資産の自己査定等に関する規程」等に基づき、与信について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定及び資産査定など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、当該部署から独立した監査部が与信管理の状況及び資産査定結果について監査しております。また、これら与信管理の状況は、定期的に経営会議及び取締役会において審議・報告を行っております。

有価証券の信用リスク管理については、市場運用部とリスク統括部において行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、貸出金・預金、有価証券等の資産・負債について、ALMの観点から金利リスク等の市場リスクを総合的に管理しております。また、「市場リスク管理規程」において、「経営体力に応じた適切なリスク限度の設定と、市場リスクの適切な計測、把握により、過度のリスクテイクを回避するとともに、リスク・リターンを勘案した市場部門の効率的な運営に取り組む」ことを基本方針として明記しております。

市場リスク管理に関する重要事項の協議・決定機関であるALM委員会において、半期ごとに自己資本や市場環境等を勘案してVaR (バリュー・アット・リスク) によるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。金利リスクの計測は、リスク統括部がVaRによって行い、月次でALM委員会へ報告するなど遵守状況等を適切に管理しております。

また、VaR手法以外にも、BPV (ベーシス・ポイント・バリュー) 手法、金利変動シミュレーション、 △EVE (金利ショックに対する経済価値の減少額) 等を組み合わせて活用し、多面的にリスクの把握、分析 を行っております。

(ii) 為替変動リスクの管理

当行グループは、外貨建金融商品による運用及び調達に係る為替の変動リスクは、通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより低減を図っております。また、上記以外に投資目的として行う為替取引がありますが、これに関する為替変動リスクの計測は、リスク統括部がVaRによって行い、リスク限度額の遵守状況を月次でALM委員会へ報告し、適切に管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、有価証券など投資商品の保有については、先行きの金利や株価等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮したうえで半期ごとに運用計画を策定し、ALM委員会で協議・決定を行っております。投資目的での投資は市場運用部が、また、業務・資本提携を含む事業推進目的での投資は法人営業部がそれぞれ行っておりますが、投資にあたっては市場環境の継続的なモニタリングや証券化商品などリスクの高い商品への投資制限などにより、価格変動リスクに留意しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、リスク統括部がVaRによって行い、リスク限度額の遵守状況を月次でALM委員会へ報告し、適切に管理しております。

(iv) デリバティブ取引

当行グループは、ヘッジを目的とするデリバティブ取引についてはALM委員会で基本方針及び執行方法を決定し、リスク統括部で管理しております。一方、トレーディングを目的とするデリバティブ取引については、半期ごとにALM委員会で取引限度額や損失上限額を定め、ミドルオフィスとしての機能を備えたリスク統括部が、その遵守状況のモニタリング及びリスク量の把握を行っております。また、バックオフィスである市場運用部において、取引の確認、日々のポジションの時価評価及び損益状況等の把握を行うなど、これら関連部署が相互に牽制し、損失が限度額を超えないように管理しております。

経営陣は、ミドルオフィス及びバックオフィスからそれぞれ報告を受けるほか、ALM委員会において貸出金・預金、有価証券を含めたポートフォリオ全体について、リスク状況の把握・管理を行っております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループは、貸出金、預金、有価証券及びデリバティブ取引などの金融商品の市場リスク量をVaRにより管理しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル法(信頼水準99%・観測期間1,250営業日、保有期間120営業日 [純投資目的以外の株式の保有期間は240営業日]・リスクカテゴリー間の相関は考慮しない。)を採用しております。

2022年3月31日現在で当行グループの市場リスク量(経済的価値減少額の推計値)は、全体で56,464百万円であります。なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに一定の発生確率を前提に統計的に市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALM委員会で策定された月次資金計画に基づき、市場運用部が日々の資金繰りを管理し、リスク統括部が管理状況をモニタリングしております。また、ALM委員会において、定期的に資金化可能額・調達可能額を把握するなど資金繰りリスクに係る総合的な管理を行っております。

さらに、資金繰り状況に応じて、「平常時」・「懸念時」・「危機時」の3段階に区分し、各々の局面に応じた適切な管理態勢を構築し、機動的に対応が図れるようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。((注) 1をご参照ください。)

また、資産では現金預け金、買入金銭債権、外国為替、負債では譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、売 現先勘定、債券貸借取引受入担保金、外国為替については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する ことから、注記を省略しております。

	·		(単位:百万円)
	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 金銭の信託	44, 017	44, 017	_
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	43, 674	43, 678	4
その他有価証券	1, 411, 347	1, 411, 347	_
(3) 貸出金	3, 870, 774		
貸倒引当金(*1)	△22, 059		
	3, 848, 714	3, 853, 164	4, 449
資産計	5, 347, 754	5, 352, 208	4, 453
(1) 預金	5, 647, 407	5, 647, 422	14
(2) 借用金	709, 227	709, 201	△26
負債計	6, 356, 634	6, 356, 623	△11
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4, 297)	(4, 297)	_
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	2, 625	2, 625	
デリバティブ取引計	(1, 671)	(1, 671)	_

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につ いては、()で表示しております。
- ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 令和4年3月17日)を適用しております。 (*3)
- (注) 1 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の 「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	1,605
組合出資金(*3)	13, 889

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)
- 当連結会計年度において、非上場株式について108百万円減損処理を行っております。 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令 (*3)和元年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに 分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の 算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイ ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属 するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

ログ ハ	時価						
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
金銭の信託(運用目的・その他)	9, 200	28, 756	_	37, 957			
有価証券							
その他有価証券(*1)							
国債・地方債等	120, 589	224, 764	_	345, 354			
社債	_	217, 108	_	217, 108			
株式	73, 292	50	_	73, 342			
その他	43, 792	49, 772	_	93, 564			
デリバティブ取引							
金利関連	_	3, 170	_	3, 170			
通貨関連	_	1, 797	_	1, 797			
資産計	246, 875	525, 419	_	772, 295			
デリバティブ取引(*2)							
金利関連	_	267		267			
通貨関連	_	6, 373	_	6, 373			
負債計	_	6, 640	_	6, 640			

^{(*1) 「}時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日) 第26項に定める 経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信 託等の金額は688,038百万円であります。

(*2) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は2,625百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

				(TE + D/211)				
□ /\	時価							
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
有価証券 満期保有目的の債券								
社債	_	_	43, 678	43, 678				
貸出金	_	47, 444	3, 805, 719	3, 853, 164				
資産計	_	47, 444	3, 849, 398	3, 896, 842				
預金	_	5, 647, 422	_	5, 647, 422				
借用金	_	703, 425	5, 775	709, 201				
負債計		6, 350, 847	5, 775	6, 356, 623				

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

<u>資</u>産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主 に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価格によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

自行保証付私募債等は、期間、償還方法及び保証区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行がなされた場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先が発行した自行保証付私募債等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債券計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。自行保証付私募債等については、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用 リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で 市場金利を反映するため、貸出金の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似してい ることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等に ついては、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を質定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

がくは、兄債行来イヤッシュ・フローの割引残任価値又は追床及び保証による回収先込債等を用いた割引残任価値により時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。 デリバティブが組み込まれた仕組貸出については、観察可能な金利等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

<u>負</u>債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらについては、主にレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか「商品有価証券」を含めて記載しております。

- 1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在) 該当ありません
- 2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日現在)

	種類		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を	社	債	21, 075	21, 108	32
超えるもの	小 計		21, 075	21, 108	32
時価が連結貸借対照表計上額を	社	債	22, 598	22, 569	△28
超えないもの	小 計		22, 598	22, 569	△28
合 計			43, 674	43, 678	4

3. その他有価証券(2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株式	71, 051	31, 526	39, 525
	債 券	206, 577	204, 585	1, 992
S I A I A I S A I A A S A I S	国 債	68, 002	67, 120	882
連結貸借対照表	地方債	55, 704	55, 272	432
計上額が取得原価を超えるもの	社 債	82, 870	82, 192	678
	その他	95, 788	92, 645	3, 142
	うち外国証券	17, 905	17, 828	77
	小 計	373, 417	328, 756	44, 660
	株 式	2, 290	2, 547	△257
	債 券	355, 884	360, 183	△4, 298
S I A I A I S A I A A S A I A I A I A I	国 債	52, 587	54, 007	△1,419
連結貸借対照表 計上額が取得原価	地 方 債	169, 059	170, 679	△1,619
を超えないもの	社 債	134, 237	135, 497	△1, 259
	その他	679, 755	700, 840	△21, 085
	うち外国証券	83, 276	90, 215	△6, 938
	小 計	1, 037, 930	1, 063, 572	△25, 641
合	計	1, 411, 347	1, 392, 328	19, 019

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却原価	売却額	売却損益	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
社 債	654	656	2	

(売却の理由)

社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5, 042	1, 309	△53
債 券	51, 566	148	△8
国債	51, 356	148	△7
地方債	179	_	△0
社 債	30	_	$\triangle 0$
その他	123, 283	3, 045	△3, 040
うち外国証券	96, 006	2, 241	△2, 408
合 計	179, 892	4, 504	△3, 102

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時 価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。)しております。 なお、当連結会計年度における減損処理額は、143百万円(すべて株式)であります。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べ

て50%以上下落した場合、あるいは連結会計年度末日に時価の下落率が30%以上50%未満の場合で1年以内に時 価の回復する見込みがない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2022年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	
運用目的の金銭の信託	22, 000	358	

2. 満期保有目的の金銭の信託(2022年3月31日現在) 該当ありません。

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2022年3月31日現在)

	<u> </u>	<u> 不 </u>	<u> </u>	<u>-</u> /		
	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得価額 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)	
その他の金銭の信託	22, 017	22, 473	△455	_	455	

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」 はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

3 百万円

(注) 当行は、2021年8月31日付で株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、業績連動型株式報酬制度へ 移行しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		報告セグメント		合計
	銀行業務	リース業務	その他	一計
役務取引等収益	9, 137	_	1,676	10, 813
預金・貸出業務	1, 890	_		1,890
為替業務	2, 349	_	_	2, 349
信託関連業務	108	_	_	108
証券関連業務	<u> </u>	_	283	283
代理業務	2, 996	_	_	2, 996
保護預り・貸金庫業務	233	_		233
保証業務	_	_	_	_
その他	1, 559	_	1, 392	2, 951
顧客との契約から生じる経常収益	9, 137		1,676	10, 813
上記以外の経常収益	56, 346	8, 803	1, 568	66, 718
外部顧客に対する経常収益	65, 483	8, 803	3, 244	77, 531

⁽注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、不動産賃貸・管理 業務、ソフトウエア開発等業務、クレジットカード業務及び証券業務等を含んでおります。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度
1株当たり純資産額	8,800円10銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	364円29銭

- - 1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は73千株であります。また、 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は47千株であります。
 - 2. 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第134期 (2021年4月1日から) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

				(単位・日ガロ)
		株主	資本	
	次十八		資本剰余金	
	資 本 金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	37, 924	27, 488	_	27, 488
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			$\triangle 22$	△22
利益剰余金から			22	22
資本剰余金への振替			22	22
株主資本以外の項目				
の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	_	_	_	_
当期末残高	37, 924	27, 488	_	27, 488

			Juli 2.	<i>\/</i> /// →		
			株主	資 本		
		利 益 剰 余 金				
		その他利		利益剰余金	自己株式	株主資本
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計		合 計
当期首残高	13, 257	160, 240	12, 013	185, 511	△1, 693	249, 229
当期変動額						
剰余金の配当			△2,609	△2,609		△2,609
当期純利益			11, 861	11,861		11,861
別途積立金の積立		8,000	△8,000			_
自己株式の取得					△147	△147
自己株式の処分					41	18
利益剰余金から 資本剰余金への振替			△22	△22		_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	8,000	1, 229	9, 229	△105	9, 123
当期末残高	13, 257	168, 240	13, 243	194, 740	△1, 799	258, 353

		評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	31, 188	2,008	33, 197	63	282, 489
当期変動額					
剰余金の配当					△2, 609
当期純利益					11, 861
別途積立金の積立					_
自己株式の取得					△147
自己株式の処分					18
利益剰余金から 資本剰余金への振替					_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△16, 082	△193	△16, 276	△63	△16, 339
当期変動額合計	△16, 082	△193	△16, 276	△63	$\triangle 7,215$
当期末残高	15, 106	1,814	16, 921	_	275, 274

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の 債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移 動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし、市場価 格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については定額法(ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物については定率法)、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年~50年

その他 3年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から将来キャッシュ・フロー見積額又は担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債務者に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、地域別に算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を原則、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,474百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生年度に全額を一時費用処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の支払請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する 予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その 他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在している こと等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を 当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換 に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当事業年度の期首残高へ与える影響はありません。

また、計算書類に与える影響は、軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、計算書類に与える影響は、軽微であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の計上

貸出業務は当行における主要業務の一つであり、貸借対照表上、貸出金等の信用リスク資産が純資産に占める重要性は高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

2. 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

当事業年度に係る貸借対照表に計上した貸倒引当金は20,167百万円であり、算出にあたり採用した会計上の見積りに関する内容は次のとおりです。

- 3. 会計上の見積り
 - (1)金額の算出方法

「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

「貸倒引当金の計上基準」に記載している資産査定とは、保有する資産を個別に分析・検討し、回収の危険性 又は価値の毀損の危険性の度合に応じて分類区分することをいい、債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念 先、実質破綻先及び破綻先)に応じて、適正な償却・引当を実施しています。

(2)金額の算出に用いた主要な仮定

当行では、過去の債務者区分毎の貸倒損失と同程度の損失が発生するとの前提の下、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間の貸倒実績率の平均値に必要な修正を考慮した予想損失率により地域別に要引当額を算出しています。

債務者区分の判定については、格付モデルなどによる信用格付をもとに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性等を勘案したうえで判定しています。

また、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画及び合理的で実現可能性の高い経営改善計画に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先債権には該当しないものとしています。

なお、当事業年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は引き続き一定期間継続するものと想定し、業種特性、足元業績からの回復可能性及び資金繰りの状況等を勘案のうえ入手可能な情報に基づき、個々の債務者区分の判定を実施しているため、追加的な引当は行っていません。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

地域毎、債務者区分毎の予想損失率、当事業年度末時点の債務者区分、担保や保証による回収見込額及び新型 コロナウイルス感染症の影響等、貸倒引当金の金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含 まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、入手可能な情報に基づいて判断していますが、大口取引 先の業況悪化や、新型コロナウイルス感染症が深刻化、長期化するような場合には、貸倒引当金の積み増しが必 要となるなど、翌事業年度の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託)

当行は、当事業年度より当行の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「当行取締役」という。)を対 象とした役員報酬BIP信託を導入しております。

1 取引の概要

役員報酬BIP信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセ ンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行取締役に付与され、そのポイントに 応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が当行取締役の退任時に交付又は給付される株式報酬型の 役員報酬であります。

信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の 取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日) に準じております。

- 信託が保有する自社の株式に関する事項
 - (1) 信託における帳簿価額は、当事業年度末143百万円であります。
 - (2) 信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 当事業年度末の期末株式数は73千株、期中平均株式数は47千株であります。
- (4) 上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額

8,596百万円

銀行法及び金融機能再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、 貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもので あって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為 替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有 価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3,459百万円 危険債権額 42,503百万円 三月以上延滞債権額 161百万円 貸出条件緩和債権額 7,226百万円 53,351百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によ

り経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債 権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しな いものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債 権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債 権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号) が令和4年3月31日か ら施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀 行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる 権利を有しておりますが、その額面金額は14,169百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローンパーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会 計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日) に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金 額のうち、貸借対照表計上額は3,602百万円であります。

5. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 555, 826百万円 貸出金 387, 045百万円 その他資産 178百万円

担保資産に対応する債務

預金 107,874百万円 売現先勘定 12,742百万円 債券貸借取引受入担保金 102,432百万円 借用金 700,899百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他資産21,514百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金1,061百万円が、その他の無形固定資産には権利金220百万円がそれぞれ含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,032,759百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが956,903百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額を することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を 徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見 直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

38,439百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額

737百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は43,674百万円であります。

10. 関係会社に対する金銭債権総額

22,086百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額

12,144百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額59百万円役務取引等に係る収益総額454百万円その他業務・その他経常取引に係る収益総額184百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額22百万円役務取引等に係る費用総額622百万円その他業務・その他経常取引に係る費用総額1,433百万円

2. 当行は次の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
奈良県内	営業店舗等 2ヵ所	建物等	30
奈良県内	遊休資産 1ヵ所	土地	11
奈良県外	営業店舗等 1ヵ所	建物等	16
	58		

上記固定資産につきましては、営業キャッシュ・フローの低下及び店舗ネットワーク再編により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(58百万円)として「特別損失」に計上しております。

グルーピングの方法につきましては、エリア毎又は営業店舗毎に継続的な収支の把握を行っていることから、エリア又は営業店単位で行い、遊休資産は各資産単位で行っております。また、本部、事務センター、研修所等は複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方によっております。正味売却価額は不動産鑑定評価基準等に基づき評価した金額より処分費用見込額を控除して算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを1.0%~1.1%で割り引いて算出しております。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					* 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	407	74	9	472	(注)1,2,3
合 計	407	74	9	472	

- (注) 1 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式が73千株含まれております。
 - 2 普通株式の自己株式の株式数の増加74千株は、役員報酬BIP信託の取得による増加73千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。
 - 3 普通株式の自己株式の株式数の減少9千株は、ストック・オプションの権利行使による減少9千株及び単元 未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

- 1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在) 該当ありません。
- 2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日現在)

	種	類	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を	社	債	21, 075	21, 108	32
超えるもの	小	計	21, 075	21, 108	32
時価が貸借対照表計上額を	社	債	22, 598	22, 569	△28
超えないもの	小	計	22, 598	22, 569	△28
合 計		•	43, 674	43, 678	4

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	5, 958
関連法人等株式及び出資金	2, 638
合 計	8, 596

4. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株式	70, 937	31, 460	39, 477
	債 券	206, 577	204, 585	1, 992
	国債	68, 002	67, 120	882
貸借対照表計上額が	地 方 債	55, 704	55, 272	432
取得原価を超えるもの	社 債	82, 870	82, 192	678
	その他	95, 788	92, 645	3, 142
	うち外国証券	17, 905	17, 828	77
	小 計	373, 303	328, 690	44, 612
	株 式	2, 270	2, 524	△254
	債 券	355, 884	360, 183	△4, 298
	国債	52, 587	54, 007	△1, 419
貸借対照表計上額が	地 方 債	169, 059	170, 679	△1,619
取得原価を超えないもの	社 債	134, 237	135, 497	△1, 259
	その他	679, 755	700, 840	△21, 085
	うち外国証券	83, 276	90, 215	△6, 938
	小 計	1, 037, 910	1, 063, 548	△25, 638
合	計	1, 411, 213	1, 392, 239	18, 974

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1, 566
組合出資金	10, 910
合 計	12, 477

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社 債	654	656	2

(売却の理由)

社債の売却については、私募債の買入消却であります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5, 042	1, 309	△53
債 券	51, 566	148	△8
国 債	51, 356	148	△7
地 方 債	179	_	△0
社 債	30	_	△0
その他	123, 283	3, 045	△3, 040
うち外国証券	96, 006	2, 241	△2, 408
合 計	179, 892	4, 504	△3, 102

7. 保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当事業年度における減損処理額は、143百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは事業年度末日に時価の下落率が30%以上50%未満の場合で1年以内に時価の回復する見込みがない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	22,000	358

2. 満期保有目的の金銭の信託(2022年3月31日現在)該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2022年3月31日現在)

01 C > C > C X X X Y Y X X X X X	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得価額 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	19, 497	19, 953	△455		455

⁽注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

貸倒引当金	6,441百万円
退職給付引当金	3,265百万円
減価償却費	518百万円
土地評価損	872百万円
減損損失	1,372百万円
有価証券評価損	2,780百万円
その他	2,240百万円
繰延税金資産小計	17,492百万円
評価性引当額	△7,455百万円
繰延税金資産合計	10,036百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,411百万円
繰延ヘッジ損益	△792百万円
その他	△49百万円
繰延税金負債合計	△4,253百万円
繰延税金資産(負債)の純額	5,782百万円

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 子会社及び子法人等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	南都信用保証 株式会社 (注)	奈良県 奈良市	10	信用保証業	所有 間接100	各種ローンの 債務保証 役員の兼任	被債務保証	778, 327	_	_

(注) 当行は、南都信用保証株式会社より各種ローンの保証を受けております。

(2) 役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び	角谷晴行	_	_	会社員	_	当行執行役員	貸出取引 (注) 2	_	貸出金	11
その近親者						資金の融資	利息受入	0	_	_
	北村林業 株式会社	大阪府 大阪市	32	林業	被所有	資金の融資	貸出取引	200	貸出金	200
	(注)3	中央区	32	外 来	直接 1.28	賃金の融賃	利息受入	2	_	_
役員及び その近親者が 議決権の過半	日研ブラスト工業株式会社	大阪府	10	金属製品	_	資金の融資	貸出取引	_	貸出金	82
数を所有している会社等	(注)4	大東市	10	加工業		貝並の際貝	利息受入	0	_	_
	京和商会薬品株式会社	京都府	10	薬品販売		資金の融資	貸出取引	76	貸出金	80
	(注)5	木津川市	10	米叩뗐冗		東並の職員	利息受入	0	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 貸出取引条件等については、一般の取引先と同様に決定しております。 2 貸出取引に対する担保として、不動産を受け入れております。

 - 当行取締役北村又左衞門及び近親者が議決権の6%及び94%をそれぞれ直接保有しております。
 - 当行監査役箕輪尚起の近親者が議決権の62.5%を直接保有しております。
 - 当行執行役員田原久義の近親者が議決権の62.5%を直接保有しております。
 - 2021年6月29日付で和田悟氏は当行取締役を退任いたしましたが、同氏の娘婿である衣斐正人氏への貸出金 残高は同日現在24百万円となっております。

(1株当たり情報)

	当事業年度
1株当たり純資産額	8,456円06銭
1株当たり当期純利益金額	364円10銭

(注) 1. 当行は、当事業年度より役員報酬BIP信託を導入しております。株主資本において自己株式として計上さ れている役員報酬BIP信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額の算

定上、控除する自己株式に含めております。 1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は73千株であります。また、1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は47千株であります。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。